

佐世保市監査委員公表第6号

定期監査に係る措置について

定期監査の結果について措置を講じた旨の通知があったので、佐世保市監査委員監査基準第18条第1項の規定により、別紙のとおり公表します。

市民生活部 分

令和7年2月25日

佐世保市監査委員 宮 崎 祐 輔
佐世保市監査委員 赤 瀬 隆 彦
佐世保市監査委員 井 上 友 子



6コ協第625号

令和7年2月18日

佐世保市監査委員

宮崎祐輔様

赤瀬隆彦様

井上友子様

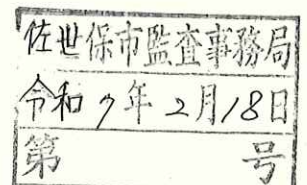
佐世保市長 宮島大典



監査結果に対する措置について（通知）

令和7年1月10日付、佐世保市監査委員報告第22号で提出された監査結果報告について、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

以上



措置通知書

市民生活部 人権男女共同参画課

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 収入事務 ① 使用料及び雑入（実費徴収金） において、佐世保市税外諸収入金の督促、滞納金及び滞納処分に関する条例第2条第1項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後20日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあった。	規則の認識はあったものの、相手方が今まで電話等の催促により滞納が発生したことがなかった登録団体ということもあり、すぐ納められるものとの思い込みから、納入確認が十分にできていなかったものです。 令和6年10月11日付けで、規則及び債権管理マニュアルを再確認し、滞納整理について規則等を遵守するとともに、複数人での確認を行うよう課内で周知徹底をしました。

措置通知書

市民生活部 市民安全安心課

報告を受けた事項	措 置 状 況
1. 支出事務 ① 前渡金において、佐世保市財務規則第110条第2項第1号で「毎月必要とする前渡金にあつては、毎月分を精算書により、その支払いを証する書類を添付して上司の決裁を受け、翌月7日までに会計管理者に提出すること。」と規定されているにもかかわらず、精算が遅れているものがあつた。	規則の認識はあつたものの、精算処理を失念したものです。 今後の対応策として、毎月初日の前渡金支出命令の決裁に合わせて、担当者がグループウェアの課及び担当者スケジュールの精算予定日に「災害見舞金精算処理」と登録し、決裁ラインで予定登録済みであることを確認することとしました。 さらに、精算予定日の朝礼において精算予定日であることの確認を行い、精算処理伝票の決裁を管理職から求めることとしました。 以上の対応については、精算の遅れを確認し、精算処理を済ませた令和6年9月9日に、課内研修会を開いて文書を配付し、規則の再認識を図るとともに、対応の徹底を周知しました。